

《免許更新される方へのお願いです》 最初に免許証の所持形態を決めてください!!

■自動受付機にて、下記の3形態から選択していただきます。

自動受付機で決定した所持形態を変更する場合は、タイミングにもよりますが、受付当日に作業が完了できず後日交付となる可能性があります！ 

3 パターン	①	②	③
所持形態			
	免許証のみ	マイナ免許証のみ	2枚持ち
更新手数料	2,850円	2,100円	2,950円

※講習手数料は含まれていません

マイナ免許証	
メリット	注意事項
○住所変更等がラクになる（※） 氏名、住所又は生年月日の変更は自治体に届け出るだけで完了し警察への変更の届出が不要になります。 （事前に所定の手続きが必要） ○更新時講習がオンラインで受講可能になる（※） （優良・一般のみ） ○経由地更新の迅速化・申請期間延長（マイナ免許証のみの場合） 住所地以外の免許センターで行う免許証の更新手続きが迅速化されます。 マイナ免許証は有効期限まで更新手続きが可能であり、さらに経由地で交付を受けることもできます。 ○更新手数料が安くなる マイナ免許証は免許証と比べて更新手数料が安くなります。	○更新・紛失時のリスク（※） マイナンバーカードの紛失等で再交付を受ける際、新しいマイナ免許証として使用できるまでの間、免許不携帯となり運転をすることができません。 ○マイナ免許証の券面（※） マイナンバーカードの券面には、免許に関する情報は一切印刷されないため、内容の確認はご自身のスマホ等（マイナポータル連携等）で行う必要があります。 ○交付に時間がかかる マイナ免許証は、誤交付のないよう対面交付（データ書込）を要するため希望する方が多い場合は、長時間お待ちいただくことがあります。

（※）詳細は裏面をご覧ください。

マイナ免許証に関する注意事項等

■下記の場合マイナ免許証を交付できません

- ① 有効期限切れなどマイナンバーカードそのものが効力を失っている場合
- ② ICチップが破損している場合
- ③ ICチップの空き領域が不足している場合



■マイナンバーカードの券面について

券面には免許に関する情報は一切印刷されないため、見た目ではマイナンバーカードと差がありません。免許情報(有効期限等)は、下記の方法で確認できます。

- ① マイナポータル連携による免許情報閲覧
- ② 国民向け免許データ読込アプリによる免許情報確認
- ③ マイナ免許証交付時にお渡しする免許情報確認書

■住所変更ワンストップサービス(対象: **マイナ免許証のみ所持者**)

自治体において住所、氏名、生年月日の変更手続きを行った場合に、あらかじめ所定の手続きを行っていれば、警察における住所等の変更手続きを不要とする制度

制度を利用するには、警察のシステム端末にて警察が署名用電子証明書に記録された情報を取得することに同意(※)し、署名用電子証明書を警察に提出し、自身のスマホ等にてマイナポータルサイトで初回連携手続きを行う必要があります。

事前に署名用電子証明書の提出等、所定の手続きが必要です！手続きがなされていない場合は、従来どおり警察窓口での手続きが必要となります。

※必ずしも住所、氏名及び生年月日の全ての情報についての取得を同意する必要はなく、いずれかのみに同意することも可能です。

- ⚠ 署名用電子証明書の有効期間が切れた場合、再度手続きが必要です。なお、2枚持ちの方は対象外です。
- ⚠ 署名用電子証明書の有効期限切れなどにより、住所変更が正しく行われていない場合、更新通知はがきが届かず免許証が失効してしまうおそれがあります。
- ⚠ 住所変更等ワンストップサービスの同意の有効期限は10年であり、期限が切れる前にマイナポータル等にて同意の更新を行う必要があります。

■本籍のオンライン変更(対象: **マイナ免許証のみ所持者**)

自治体において本籍変更手続きを行った場合、警察における本籍の変更手続きを不要とする制度
制度を利用するには、署名用電子証明書を警察に提出し、マイナポータルサイトで連携手続き及び戸籍電子証明書提供用識別符号(※)の提出をする必要があります。

※行政手続において、戸籍の電子的記録事項の証明情報を提出するために必要な16桁の符号(市町村またはマイナポータルで申請して発行するものです。)

- ⚠ 上記手続きは変更の都度行う必要があります。

＜参考＞ 署名用電子証明書

インターネット等の手続きで「本人が作成した真正なものであり、本人が送信したものであること」を証明するもの。(6～16桁の英数字)

市町村でマイナンバーカードの交付を受ける際に、不要として申請した場合を除き、**自身で設定**しています。

・5回連続で間違えるとロックがかかります。→ 発行元市町村で初期化してもらう必要があります。

署名用電子証明書の有効期限はマイナンバーカードの券面に記載があります。

※有効期限の更新は、発行元市町村で行ってください。